

ぐるり瀬戸内活性化保証（せとうち保証）の創設について

瀬戸内地域の観光関連産業活性化のために、岡山県等が出資をしている一般社団法人せとうち観光推進機構などが、せとうちDMO※1 を組織しました。これを受け、せとうちDMOの取組みに協調し、瀬戸内沿岸7県※2 の信用保証協会で共通の制度を創設することとなりました。「瀬戸内エリア全体」の観光関連事業者に対して、瀬戸内観光の活性化のために必要な資金を円滑に供給することにより、瀬戸内ブランドの価値向上を図るとともに、新たな観光需要を創造し、地方創生に資することを目的とします。取扱いは下記のとおりです。

取扱期間	平成 29 年 5 月から申込受付開始
資金使途	瀬戸内観光の活性化に資する事業資金
融資対象者	一般社団法人せとうち観光推進機構から推薦を受けている中小企業者又は組合
融資限度額	5,000 万円以内
融資期間	10 年以内
信用保証料率	基準保証料率（保証料率 0.2%割引）
返済方法	元金均等返済（据置期間 1 年以内）又は一括返済 （保証期間 1 年以内に限ります。）
保証人及び担保	【保証人】原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】必要に応じ差し入れていただきます。
申込窓口	取扱金融機関
備考	一般社団法人せとうち観光推進機構の推薦書が必要になります。 経営安定関連（セーフティネット）保証等の別枠保証の取扱いはできません。 （ここでいう別枠保証とは、一般の無担保保険・普通保険以外のものをいいます。）

※1 DMO : Destination Management Organization 観光に関する戦略や調査、プロモーション等を一体に行う組織体のことです。

※2 瀬戸内7県：兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県